

梯川水系有識者委員会規約（案）

第1条（名称）

本会は、「梯川水系有識者委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

第2条（目的）

本会議は、「梯川水系河川整備計画（大臣管理区間）」（以下「整備計画」という）の策定にあたり、河川法第16条の2 第3項に規定する趣旨に基づき、河川に関して学識経験を有する者が意見を述べることを目的とする。

第3条（委員会の組織及び委員等）

委員会は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という）が設置する。なお、委員会は、整備計画の策定をもって解散する。

- 2 委員会の委員は、局長が委嘱し、別添の通りとする。
- 3 委員会には委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は委員会を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。
- 5 委員会は委員長が必要と認めるとき、これを招集する。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。
- 7 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 8 委員会が必要と認めるとき、委員以外の者に対し、参考人として会議への出席を求めることができる。

第4条（情報公開）

委員会は原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。

第5条（事務局）

委員会の事務局は、北陸地方整備局河川部、金沢河川国道事務所に置く。

第6条（規約の改正）

本規約の改正は、委員会の委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第7条（雑則）

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則（施行期日）

本規約は、平成21年3月11日から施行する。